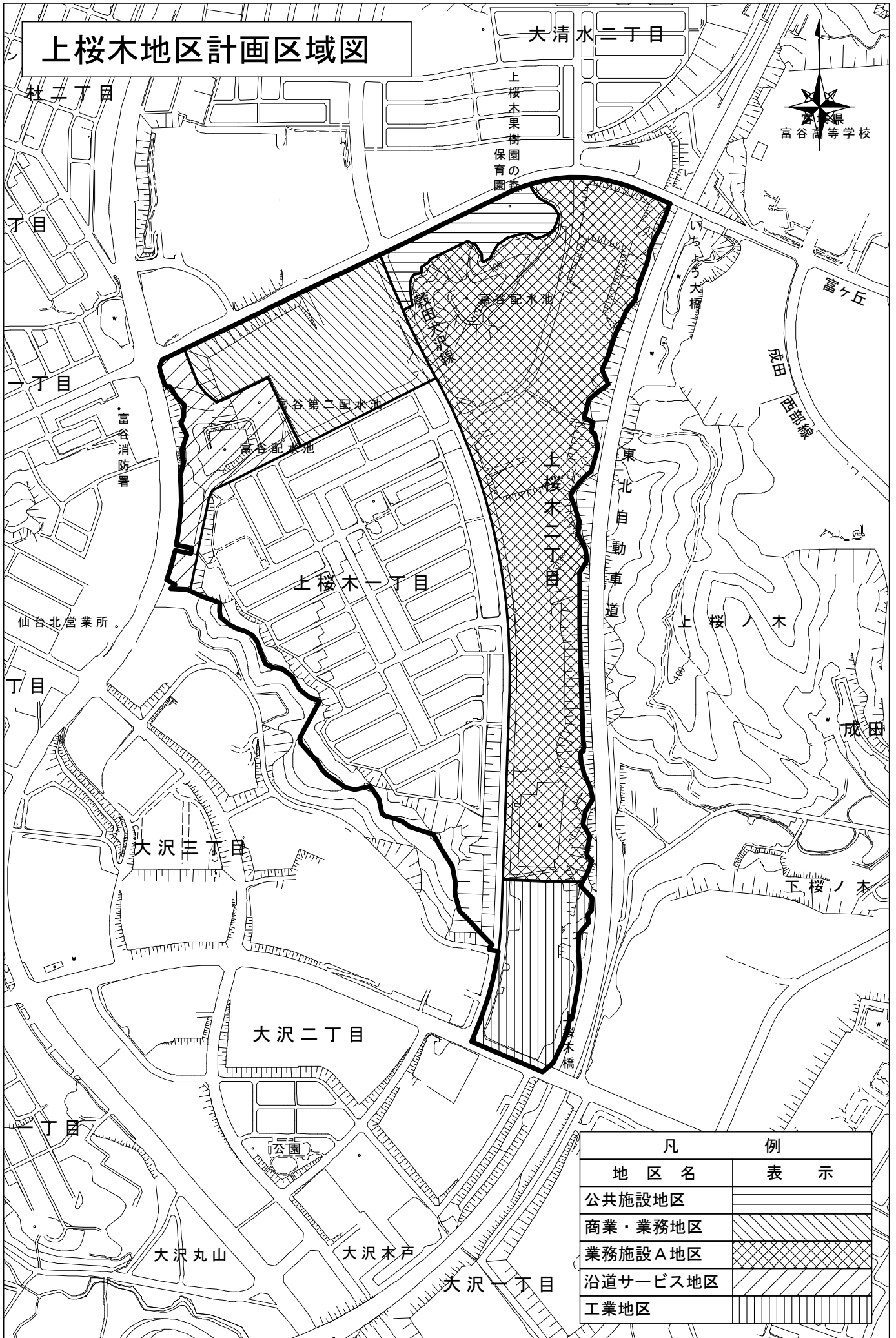


上桜木地区計画

地区整備計画区域	公共施設地区	商業・業務地区	業務施設A地区	沿道サービス地区	工業地区	
用途地域 (建ぺい率・容積) %	準工業地域(60・200)				工業地域(60・200)	
土地利用の方針	周辺地区との調和を図りながら、公共施設の計画的な立地を図る。	日常生活のサービスの拠点としての生活利便施設の立地を図る。	交通利便性を活かした流通関連施設や生産業務を主体とした施設の立地を図る。	業務施設を主体とした施設の立地を図る。	業務施設を主体とした施設の立地を図り、ゆとりと潤いのある工業地区の形成を図る。	
まちづくり ルール （地区整備計画）	建築物の用途	【建築できるもの】 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの	【建築できないもの】 ・一戸建ての専用住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・学校（高等専門学校、専修学校等を除く） ・神社、寺院、教会その他これらに類するもの ・自動車教習所 ・倉庫業を含む倉庫 ・畜舎	【建築できないもの】 ・一戸建ての専用住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・店舗で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・カラオケボックス ・マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・学校（高等専門学校、専修学校等を除く） ・畜舎	【建築できないもの】 ・一戸建ての専用住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・店舗で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・ホテル又は旅館 ・マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等 ・キャバレー、ダンスホール等 ・学校 ・畜舎 ・工場（危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場並びにやや多い工場）	【建築できるもの】 ・店舗で床面積の合計が3,000㎡以下のもの ・事務所 ・警察官派出所、公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの ・図書館 ・倉庫業を営む倉庫 ・工場及び危険物の貯蔵庫
	敷地面積	—	1,000㎡以上（公益上必要な建築物等について特例あり）	300㎡以上（公益上必要な建築物等について特例あり）	1,000㎡以上（公益上必要な建築物等について特例あり）	
	形態・意匠	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、外壁もしくは附属建築物は、原色を避け、落ち着いた色彩を使用する。 ・屋外広告物は、落ち着いた色彩を使用した自己用のもののみとして、自己の敷地内に設置する。 			
	かき又はさく の制限	道路に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は高さ2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。 ※人及び車両の進入部分を除く。 ※透視可能なフェンス等：透過率を均等に50%以上確保できるもの。				
土地の利用 に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路穀田大沢線に面する部分は道路境界線から1.5m以内の部分は緑化する。 ※人及び車両の進入部分を除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現存する樹林地は緩衝緑地として保全する。 なお、現存する樹林地において、人及び車両の進入路を変更する場合は、樹林地を等積で確保、保全する。 ・都市計画道路穀田大沢線に面する部分で現存する樹林地が無い場合は、道路境界線から1.5m以内の部分は緑化する。 ※人及び車両の進入部分を除く。 	—		<ul style="list-style-type: none"> ・現存する樹林地は緩衝緑地として保全する。 なお、現存する樹林地において、人及び車両の進入路を変更する場合は、樹林地を等積で確保、保全する。 ・都市計画道路穀田大沢線に面する部分で現存する樹林地が無い場合は、道路境界線から1.5m以内の部分は緑化する。 ※人及び車両の進入部分を除く。 	

上桜木地区計画区域図



凡	例
地区名	表示
公共施設地区	
商業・業務地区	
業務施設A地区	
沿道サービス地区	
工業地区	